

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制... 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものである... 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。



Issue 317-2012/10/20~2012/10/26

目录

(点击目录标题,可转至相应正文;点击正文标题,可返回目录。)

一、相关新法令、新政策

- 律师法(修改) 2
● 关于涉及外商投资企业股权出资的暂行规定. 2
● 国内水路运输管理条例..... 3
● “十二五”危险废物污染防治规划..... 4
● 节能产品惠民工程高效节能单元式空气调节机和冷水机组推广实施细则..... 5
● 关于加强危险化学品经营许可证颁发管理工作的通知(上海)..... 5
● 关于本市全面推广危险化学品安全责任保险工作的通知(上海)..... 6
● 关于开展检务“通报通畅”试点工作的通知(上海)..... 6
● 关于对本市剧毒危化运输机动车和外省市进京机动车采取临时交通管理措施的公告(北京)..... 6

二、相关新信息

- 九部委酝酿推动钢铁、汽车等八大行业兼并重组..... 7
● 耐克公司因“双重标准”遭罚 487 万元..... 7

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されません。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令、新政策

- 弁護士法(改正)..... 2
● 外商投资企业の持分出資に関する暫定規定.. 2
● 国内水路運輸管理条例..... 3
● 「第十二次五ヶ年計画」危険廃棄物汚染防止処理計画..... 4
● 省エネ製品社会奉仕プロジェクト高効率省エネユニット式空調機および冷水ユニットを普及させる実施細則..... 5
● 危険化学品経営許可証発給管理作業を強化することについての通知(上海)..... 5
● 上海市の危険化学品安全责任保険を全面的に普及させる作業についての通知(上海)..... 6
● 検査において「通報通畅」を試行することに関する通知(上海)..... 6
● 北京市の劇毒危険化学品を運送するエンジン付車両および他の省区市から北京に入ってくるエンジン付き車両に対して臨時の交通管理措置を実施することに関する通告(北京)..... 6

二、関連する新着情報

- 9つの部門、委員会が鋼鉄、自動車などの八大業種の併合再編を検討している..... 7
● ナイキ社、「二重基準」が原因で 487 万円の過料支払いを命じられた..... 7

一、相关新法令、新政策

● 律师法（修改）

【发布单位】第十一届全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】主席令第六十四号

【发布日期】2012-10-26

【实施日期】2013-01-01

【内容提要】此次修改内容，主要包括：

- 律师对在执业活动中知悉的委托人或者其他人员准备或者正在实施的严重危害他人**财产安全**的犯罪事实和信息，此次修改后免除了律师的法定披露义务。
- 自人民检察院对案件审查起诉之日起，律师可以查阅摘抄的材料中，删除了“与案件有关的诉讼文书”。
- 为配合新近修改的《**刑事诉讼法**》的实施，明确律师以嫌疑人或者被告人的辩护人地位，在刑事案件侦查阶段即可全程介入整个案件的调查、提供辩护意见。
- 首次以法律条文的形式明确了辩护律师应当维护犯罪嫌疑人、被告人的诉讼权利的义务。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfqz/2012-10/27/content_1741192.htm

● 关于涉及外商投资企业股权出资的暂行规定

【发布单位】商务部

【发布文号】商务部令 2012 年第 8 号

【发布日期】2012-09-21

【实施日期】2012-10-22

【内容提要】该暂行规定对股权出资的定义、股权出资的条件、对股权出资的产业政策适用、股权出资的评估定价和审批权限、审批程序等作出了明确规定。部分内容摘录如下：

适用范围
<ul style="list-style-type: none">▪ 境内外投资者（以下统称“股权出资人”）以其持有的中国境内企业（以下统称“股权企业”）的股权作为出资，设立及变更外商投资企业（以下统称“被投资企业”）的行为。▪ 涉及台港澳侨投资企业的股权出资行为，参照适用。
不可用于出资的股权
用作出资的股权应当权属清晰、权能完整，依法可以转让。属于以下情形的，股权不得用于出资： <ul style="list-style-type: none">▪ 股权企业的注册资本未缴足；

一、関連する新法令、新政策

● 弁護士法（改正）

【発布機関】第十一回全国人民代表大会常務委員会

【発布番号】主席令第六十四号

【発布日】2012-10-26

【施行日】2013-01-01

【概要】今回の主な改正内容は以下の通りである。

- 弁護士が執務活動中において知り得た委託者もしくはその他の者が実施予定または実施中の他人の**財産の安全**を著しく脅かす犯罪事実と情報についての弁護士の法定開示義務が、今回の改正により免除された。
- 人民検察院が案件の起訴審査日より、弁護士が閲覧・摘録可能な資料の中から、「案件と関係のある訴訟文書」が削除された。
- 新たに改正された「**刑事訴訟法**」の実施と歩調をあわせるために、弁護士が被疑者または被告人の弁護人として刑事案件の捜査段階より案件全般の調査に全過程で介入し、弁護意見を述べる事ができることが明確にされた。
- 弁護人である弁護士による犯罪被疑者、被告人の訴訟権利の擁護義務が法律条文の形で初めて明確にされた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfqz/2012-10/27/content_1741192.htm

● 外商投資企業の持分出資に関する暫定規定

【発布機関】商務部

【発布番号】商務部令 2012 年第 8 号

【発布日】2012-09-21

【施行日】2012-10-22

【概要】本暫定規定では、持分出資の定義、持分出資の条件、持分出資に対する産業政策の適用、持分出資の際の評価価額設定および審査許可権限、審査許可手順などについて明確な規定を行っている。一部の内容を以下の通り抜粋する。

適用範囲
<ul style="list-style-type: none">▪ 国内外の出資者（以下「持分出資者」という）が自己の保有する中国国内の企業（以下「持分保有先企業」という）に対する持分をもって出資し、外商投資企業（以下「投資先企業」という）を設立し、変更する行為をいう。▪ 台湾・香港・マカオの居住民の出資企業による持分出資行為に対しては、本規定を準用する。
出資に用いることのできない持分
出資に用いる持分は、権利帰属が明白であり、権能が完備し、法に依拠し譲渡できるものでなければならない。以下の状況に該当する場合、その持分をもって

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 股权已被设立质权； ▪ 股权已被依法冻结； ▪ 股权企业章程（合同）约定不得转让的股权； ▪ 未按规定参加或未通过上一年度外商投资企业联合年检的外商投资企业的股权； ▪ 房地产企业、外商投资性公司、外商投资创业（股权）投资企业的股权； ▪ 法律、行政法规或者国务院决定规定股权转让应当报经批准而未经批准； ▪ 法律、行政法规或者国务院决定规定不得转让的其他情形。
审批部门
除按照有关外商投资审批管理规定由商务部批准的之外，其余由被投资企业所在省、自治区、直辖市和计划单列市的商务主管部门负责批准。
其他
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 股权出资后，被投资企业和股权企业及其直接或间接持股企业应符合《指导外商投资方向规定》、《外商投资产业指导目录》以及其他外商投资相关规定；不符合有关规定的，应在申报股权出资之前剥离相关资产、业务或转让股权。 ▪ 被投资企业全体股东的股权出资金额和其他非货币财产作价出资金额之和不得高于其注册资本的 70%。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201210/20121008398882.html>

<p>出資することはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 持分保有先企業の登録資本が全額払い込まれていない。 ▪ 持分について質権が設定されている。 ▪ 持分が法により凍結されている。 ▪ 持分保有先企業の定款(契約)にて譲渡してはならないと約定されている持分である。 ▪ 規定どおりに、前年度の外商投資企業聯合年度検査に参加していない、または参加したが合格しなかった外商投資企業の持分である。 ▪ 不動産企業、外商投資性会社、外商投資ベンチャー(持分)キャピタル企業の持分である。 ▪ 法律、行政法規または國務院の決定にて、持分譲渡する場合に必ず許可を受けなければならないと定められているが、許可を受けていない。 ▪ 法律、行政法規または國務院の決定にて、譲渡してはならないと定めているその他の状況。
審査許可部門
外商投資審査許可管理規定により商務部が許可するとされているものを除き、その他については、投資先企業の所在する省、自治区、直轄市および計画単列市の商務主管部門が許可をつかさどる。
その他
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 持分をもって出資した後、投資先企業および持分保有先企業並びに、同社が直接的にまたは間接的に持分を保有する企業は、「外商投資方向指導規定」、「外商投資産業指導目録」およびその他の外商投資関係規定に適合しなければならない。関係規定に適合しない場合、持分出資を申告する前に、係る資産、業務を剥離しまたは持分を譲渡しなければならない。 ▪ 投資先企業の全出資者の持分出資金額とその他の非貨幣財産による出資金額との和は、その登録資本の 70%を超えてはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201210/20121008398882.html>

● 国内水路运输管理条例

【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令 第 625 号
【发布日期】2012-10-13
【实施日期】2013-01-01
【内容提要】经营国内水路运输以及水路运输辅助业务，应当遵守该条例。自该条例实施之日起，《水路运输管理条例》同时废止。

适用范围
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国内水路运输，是指始发港、挂靠港和目的港均在中国管辖的通航水域内的经营性旅客运输和货物运输。 ▪ 水路运输辅助业务，是指直接为水路运输提供服务的船舶管理、船舶代理、水路旅客运输代理和水路货物运输代理等经营活动。
外国企业准入禁止
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 外国的企业、其他经济组织和个人不得经营

● 国内水路運輸管理条例

【発布機関】国务院
【発布番号】国务院令 第 625 号
【発布日】2012-10-13
【施行日】2013-01-01
【概要】国内水路運輸および水路運輸補助業務を取扱う場合、本条例を遵守しなければならない。本条例の施行日から、「水路運輸管理条例」は同時に廃止する。

適用範圍
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国内水路運輸とは、仕出港、途中港および仕向港がいずれも中国の管轄する通航水域内にある経営性旅客運輸および貨物運輸をいう。 ▪ 水路運輸補助業務とは、直接的に水路運輸に役務を提供する船舶管理、船舶代理、水路旅客運輸代理および水路貨物運輸代理などの経営活動をいう。
外国企業の参入禁止
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 外国の企業、その他の経済組織および個人は、

水路运输业务，也不得以租用中国籍船舶或者舱位等方式变相经营水路运输业务。

- 港澳台的企业、其他经济组织以及个人参照适用上述规定，国务院另有规定的除外。

备注：《水路运输管理条例》（被该条例废止）第七条曾对外商投资企业有准入限制，“未经交通部准许，不得经营中国沿海、江河、湖泊及其他通航水域的水路运输”，但是，《国内水路运输管理条例》没有该项规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2012-10/22/content_2248746.htm

水路運輸業務を經營してはならず、中国籍船舶または船腹を借用するなどの方式をもって水路運輸業務を実質的に經營してはならない。

- 香港・マカオ・台湾の企業、その他の経済組織および個人は、上記規定を準用するが、国务院に別段の規定がある場合はこの限りでない。

備考：「水路運輸管理条例」（本条例により廃止された）第七条では、外商投資企業の参入を制限し、「交通部の許可なく、中国沿海、河川、湖およびその他の通航水域の水路運輸を經營してはならない」としていたが、「国内水路運輸管理条例」にはこの規定がない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2012-10/22/content_2248746.htm

● “十二五” 危险废物污染防治规划

【发布单位】环境保护部等四部门
 【发布文号】环发〔2012〕123号
 【发布日期】2012-10-08
 【实施期间】2011-2015
 【内容提要】该规划提出“十二五”期间危险废物污染防治规划的指导思想、基本原则和目标指标以及主要任务和保障措施。部分内容介绍如下：

开展危险废物调查
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 推行危险废物管理计划和申报登记制度，全面调查危险废物的产生、转移、贮存、利用和处置情况，建立国家和地方危险废物重点单位清单并动态更新。 ▪ 2013 年底前，掌握化学原料及化学制品制造业（基础化学原料制造，农药制造，涂料、油墨、颜料及类似产品制造，专用化学产品制造等），金属冶炼，原油加工及石油制品制造，炼焦，电子元件制造，铅蓄电池制造，多晶硅生产等重点行业危险废物情况。2015 年底前，全面摸清危险废物情况。
积极探索危险废物源头减量
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 选择重点行业和有条件的城市开展危险废物减量化试点工作。 ▪ 落实生产者责任延伸制度，开展工业产品生态设计，减少有毒有害物质使用量。 ▪ 在重点危险废物产生行业和企业中，推行强制性清洁生产审核。
科学发展危险废物利用和服务行业
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 鼓励产生单位利用自建的危险废物利用处置设施提供对外经营服务。 ▪ 发展专业的危险废物运输企业。

● 「第十二次五ヶ年計画」危険廃棄物汚染防止処理計画

【発布機関】環境保護部など四部門
 【発布番号】環発〔2012〕123号
 【発布日】2012-10-08
 【施行期間】2011-2015
 【概要】本計画では、「第十二次五ヶ年計画」期間中の危険廃棄物汚染防止処理計画の指針、基本原則および目星の指標並びに主要任務と保障措置を定めている。一部の内容について、以下の通り紹介する。

危険廃棄物調査を実施する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 危険廃棄物管理計画および申告登記制度を遂行し、危険廃棄物の発生、移転、保管、利用および処理状況を全面的に調査し、国家および地方危険廃棄物重点対象機関リストを制定し、かつこれを適宜更新する。 ▪ 2013 年末までに、化学原料および化学製品製造業（基礎化学原料の製造、農薬の製造、塗料、インキ、顔料および類似製品の製造、専用化学製品の製造など）、金属精錬、原油加工および石油製品の製造、コークス、電子デバイスの製造、鉛蓄電池の製造、多結晶シリコンの製造などの重点産業における危険廃棄物の状況を把握する。2015 年末までに、危険廃棄物の状況を全面的に把握できるようにする。
危険廃棄物の発生源における減量を積極的に模索する
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 重点業種および条件の整った都市を選択して、危険廃棄物減量化試行作業を実施する。 ▪ 製造者責任の派生制度を実施し、工業製品の生態を考慮した設計を行い、有害有毒物質の使用量を減少させる。 ▪ 重点危険廃棄物が発生する業種および企業において、強制性クリーン生産の認可制度を実施する。
危険廃棄物の利用およびサービス業種を科学的に発展させる
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 発生機関が独自に建設した危険廃棄物利用処分施設を対外的なサービスの経営に提供することを奨励する。 ▪ 専門化した危険廃棄物輸送企業を発展させる。

加强涉重金属危险废物无害化利用处置
<ul style="list-style-type: none"> 落实铬盐生产企业铬渣治理的主体责任，确保当年产生的铬渣当年全部得到无害化利用处置。 完善《危险废物经营许可证管理办法》，鼓励生产或经营企业建立废铅蓄电池回收网络。
完善经济政策，加大资金扶持
<ul style="list-style-type: none"> 落实《营业税暂行条例》有关规定，对持证单位收取的危险废物和医疗废物处置费不征收营业税。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201210/t20121023_240228.htm

● [节能产品惠民工程高效节能单元式空气调节机和冷水机组推广实施细则](#)

【发布单位】财政部、国家发展和改革委员会、工业和信息化部
【发布文号】财建〔2012〕782号
【发布日期】2012-09-24
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2012-10/25/content_2251008.htm

● [关于加强危险化学品经营许可证颁发管理工作的通知（上海）](#)

【发布单位】上海市安全生产监督管理局
【发布文号】沪安监管危化〔2012〕135号
【发布日期】2012-10-22
【实施日期】2012-10-22（有效期2年）
【内容提要】该通知对经营许可证颁发管理工作进行了规定，并发布了《危险化学品经营许可证工作程序》。根据该通知：

- 凡上海市行政区域内，从事列入《危险化学品目录》中危险化学品的经营活动（包括专门从事仓储经营）的企业，均需申请办理危险化学品经营许可证。
- 从事危险化学品仓储经营并已取得备案证明的企业应在2013年06月30日前申请办理危险化学品经营许可证。《上海市危险化学品储存企业备案证明》自2013年07月01日起失效。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shsafety.gov.cn/index/publicInfoCenter.htm?pid=1000180&columnId=1000192&articleId=1017720>

重金属を含む危険廃棄物の無害化利用処理を強化する
<ul style="list-style-type: none"> クロム塩の生産企業によるクロム滓処理の主体责任を実施し、当年に発生したクロム滓が当年において全部無害化利用処理されるように保証する。 「危険廃棄物経営許可証管理弁法」を整備し、生産または経営企業による廃棄鉛蓄電池の回収ネットワークの構築を奨励する。
経済政策を整備し、資金補助を強化する。
<ul style="list-style-type: none"> 「営業税暫定条例」の関係規定を遂行し、許可証を保持する機関の受領する危険廃棄物および医療廃棄物処理費用に対しては、営業税を賦課しない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201210/t20121023_240228.htm

● [省エネ製品社会奉仕プロジェクト高効率省エネユニット式空調機および冷水ユニットを普及させる実施細則](#)

【発布機関】財政部、国家発展および改革委員会、工業情報化部
【発布番号】財建〔2012〕782号
【発布日】2012-09-24
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2012-10/25/content_2251008.htm

● [危険化学品経営許可証発給管理作業を強化することについての通知（上海）](#)

【発布機関】上海市安全生产监督管理局
【発布番号】滬安监管危化〔2012〕135号
【発布日】2012-10-22
【施行日】2012-10-22（有効期間2年）
【概要】本通知は、経営許可証の発給管理作業について規定を行い、かつ「危険化学品経営許可証作業手順」を発布している。本通知によると以下の通りである。

- 上海市行政区域内で、「危険化学品目録」に記載される危険化学品の経営活動（倉庫経営を専門に取扱うことを含む）を取扱う企業は、いずれも危険化学品経営許可証の申請手続きを行わなければならない。
- 危険化学品倉庫経営を取扱い、かつ届出証明を取得した企業は、2013年6月30日までに危険化学品経営許可証の申請を行わなければならない。「上海市危険化学品保存企業届出証明」は、2013年7月1日から失効する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shsafety.gov.cn/index/publicInfoCenter.htm?pid=1000180&columnId=1000192&articleId=1017720>

● 关于本市全面推广危险化学品安全责任保险工作的通知（上海）

【发布单位】上海市安全生产监督管理局等四部门
【发布文号】沪安监管危化〔2012〕131号
【发布日期】2012-10-09
【实施日期】2012-10-09
【内容提要】该通知提出：在上海市危险化学品生产、经营（含仓储经营）、使用和废弃物处置单位全面推广安全责任保险。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shsafety.gov.cn/index/publicInfoCenter.htm?pid=1000180&columnId=1000192&articleId=1017680>

● 关于开展检务“通报通报”试点工作的通知（上海）

【发布单位】上海出入境检验检疫局
【发布日期】2012-10-11
【内容提要】根据该通知，自2012年10月15日起对洋山口岸和外高桥口岸入境货物的检务工作开展“通报通报”试点。
【备注】“通报通报”模式，是指企业可以自主选择在上海检验检疫局辖区内任何一个分支机构办理出入境货物申报/报检（通报）、放行（通报）和签证（通签证）手续，并且不影响现有检验检疫业务分工的一种新型检务工作模式。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=60460>

● 关于对本市剧毒危化运输机动车和外省区市进京机动车采取临时交通管理措施的通告（北京）

【发布单位】北京市公安局
【发布文号】北京市公安局公告2012年第16号
【发布日期】2012-10-18
【内容提要】根据该通告：自2012年11月1日0时起至11月18日24时止，对北京市剧毒、危化运输机动车和外省、区、市进京机动车采取临时交通管理措施。
【备注】北京市还发布了《[关于进一步加强全市物流寄递渠道安全管理工作的通告](#)》。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/qzdt/gggs/t1244748.htm>

● 上海市の危険化学品安全责任保険を全面的に普及させる作業についての通知（上海）

【発布機関】上海市安全生産監督管理局などの四部門
【発布番号】滬安監管危化〔2012〕131号
【発布日】2012-10-09
【施行日】2012-10-09
【概要】本通知によると、上海市の危険化学品を生産し、経営（倉庫経営を含む）し、使用し、および廃棄物処理を行う機関において安全责任保険を全面的に普及させる。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shsafety.gov.cn/index/publicInfoCenter.htm?pid=1000180&columnId=1000192&articleId=1017680>

● 検査において「通報通报」を試行することに関する通知（上海）

【発布機関】上海出入国検査検疫局
【発布日】2012-10-11
【概要】本通知によると、2012年10月15日より、洋山検問所および外高桥検問所の入国貨物の検査作業において「通報通报」を試行する。
【備考】「通報通报」とは、企業が自ら上海検査検疫局管轄区内のいずれかの分支機構を選択して出入国貨物の申告/検査申請（通報）、通関許可（通报）とビザ（ビザ通過）手続きを行うことができるうえ、従来の検査検疫の作業分担に影響することのない新タイプの検査作業方式のことを指す。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shciq.gov.cn/templates/detail.jsp?id=60460>

● 北京市の劇毒危険化学品を運送するエンジン付き車両および他の省区市から北京に入ってくるエンジン付き車両に対して臨時の交通管理措置を実施することに関する通告（北京）

【発布機関】北京市公安局
【発布番号】北京市公安局公告2012年第16号
【発布日】2012-10-18
【概要】本通告によると、2012年11月1日0時より11月18日24時までの期間、北京市の劇毒、危険化学品を運送するエンジン付き車両および他の省、区、市から北京に入ってくるエンジン付き車両に対して臨時の交通管理措置を実施する。
【備考】北京市は、[「全市の物流、郵便物配達ルート of 安全管理作業を一層強化することに関する通告」](#)も公布している。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/qzdt/gggs/t1244748.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 九部委酝酿推动钢铁、汽车等八大行业兼并重组

据悉，国家发展和改革委员会、财政部、国资委、证监会等九部委正在酝酿相关政策，着力推进钢铁、汽车、水泥、机械制造、电解铝、稀土、电子信息、医药等八大重点行业兼并重组，将研究出台重点行业企业兼并重组指导意见。

国家发展和改革委员会将在制定和完善重点产业专项规划的时候，强化重点行业兼并重组和淘汰落后行业要求，把兼并重组和淘汰落后作为新项目的审批前提。

(摘自中国新华网；2012年10月29日发布)

● 耐克公司因“双重标准”遭罚 487 万元

【案件情况】

2012年10月25日上午，在北京市工商局和全市17个区县工商分局开展的工商开放日活动中，耐克公司因奉行双重标准被罚487万元一事被披露。这是工商部门针对企业“双重标准”开出的首张罚单。

北京市工商局副局长、新闻发言人刘健介绍说，耐克公司有一款售价为1299元的高端篮球鞋，主要卖点之一是前后掌的双气垫。该款球鞋在中国销售时，也被宣传为具有双气垫，价格也在国外相同，但中国消费者买到手的产品只有一个气垫。发现这样的行为后，北京市工商局予以立案调查。虽然耐克公司在立案后立即刊登声明，说明是采用的宣传材料有误，中国的产品确实只有一个气垫，并承诺为已购买的消费者退货，但是考虑到耐克公司奉行双重标准侵害中国消费者的行为，北京市工商局对耐克公司处以487万元的罚款。

刘健称，之所以对耐克公司进行处罚，是工商部门秉承“惩大恶诫小过”的准则，将工商执法重点放在存在主观故意违法行为上的结果。

【律师分析】

- 由于目前中国并没有直接处罚跨国公司“双重

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 9つの部門、委員会が鋼鉄、自動車などの八大業種の併合再編を検討している

情報筋によると、国家発展および改革委員会、財政部、国有資産監督管理委員会、証券監督管理委員会などの9つの部門、委員会が鋼鉄、自動車、セメント、機械製造、電解アルミニウム、レアアース、電子情報、医薬などの八大重点業種の併合再編の推進に向けて関係政策を検討し、重点業種企業の併合再編に関する指導意見を出す模様である。

国家発展および改革委員会は重点産業の個別計画の制定と整備を行うにあたり、重点業種の併合再編および立ち遅れた業種の淘汰についての要求を強化し、併合再編と立ち遅れた業種の淘汰を新プロジェクトの審査許可の前提とする見込みである。

(2012年10月29日付けの中国新華ウェブサイトより抜粋)

● ナイキ社、「二重基準」が原因で487万円の過料支払いを命じられた

【事案の概要】

2012年10月25日午前、北京市工商局および全市17つの区県工商分局実施の工商開放日キャンペーンにおいて、ナイキ社が二重基準原因で487万円の過料支払いを命じられたことが明らかにされた。工商部門が企業による「二重基準」に対して過料支払命令書を出したのは今回が初めてである。

北京市工商局的副局長、スポーツマンである劉健氏の説明によると、ナイキ社は1299円で前方部分と踵部分のエアクッションを売りにして高級バスケットシューズを販売していた。このバスケットシューズは中国での販売においてエアクッションが2箇所あると宣伝され、価格も国外と同じであるが、中国の消費者が購入した製品にはエアクッションが一つしかなかった。当該行為が発覚したを受けて、北京市工商局は立件調査を行なった。ナイキ社は立件後にすぐに自社が採用した宣伝文句は間違っていたこと、そして中国での販売製品にはエアクッションが一つしかなかったこと、当該製品を購入した消費者からの返品を受け付けることを承諾する旨の声明を出したが、ナイキ社による二重基準によって中国消費者に損害が与えられたことから、北京市工商局はナイキ社を487万円の過料に処した。

劉健氏は、ナイキ社を処罰したのは、工商部門が「大

标准”的法律依据，因此，此次北京市工商局对耐克公司进行处罚，是基于耐克公司的行为构成相关法律法规规制的“虚假宣传以及欺诈消费者”的行为。

- 北京市工商局在介绍此次处罚时，之所以强调“双重标准”、“侵害中国消费者”、“惩大恶诫小过”，而不强调“虚假宣传”、“欺诈消费者”，一方面可能是为了解释何以在耐克公司已经采取补救措施（刊登声明、承诺退货）的情况下仍对其处以金额巨大的罚款，另一方面也是针对近几年在华跨国公司频频实施“双重标准”引起中国国内舆论强烈不满的现象，表明工商部门的重视和态度。

【相关法律依据】

- 《反不正当竞争法》第九条 经营者不得利用广告或者其他方法，对商品的质量、制作成分、性能、用途、生产者、有效期限、产地等作引人误解的虚假宣传。
- 《消费者权益保护法》第十九条 经营者应当向消费者提供有关商品或者服务的真实信息，不得作引人误解的虚假宣传。
《消费者权益保护法》第五十条 经营者有下列情形之一，《中华人民共和国产品质量法》和其他有关法律、法规对处罚机关和处罚方式有规定的，依照法律、法规的规定执行；法律、法规未作规定的，由工商行政管理部门责令改正，可以根据情节单处或者并处警告、没收违法所得、**处以违法所得一倍以上五倍以下的罚款**，没有违法所得的，处以一万元以下的罚款；情节严重的，责令停业整顿、吊销营业执照：……（六）对商品或者服务作引人误解的虚假宣传的；……。
- 《欺诈消费者行为处罚办法》第三条 经营者在向消费者提供商品中，有下列情形之一的，属于欺诈消费者行为：……（五）以虚假的商品说明、商品标准、实物样品等方式销售商品的……。
《欺诈消费者行为处罚办法》第五条 对本办法第三条、第四条所列欺诈消费者行为，法律、行政法规对处罚机关和处罚方式有规定的，从其规定；法律、行政法规未作规定的，由工商行政管理机关依照《中华人民共和国消费者权益保护法》第五十条的规定处罚。

（里兆律师事务所 2012 年 10 月 26 日整理编写）

悪を懲罰し、小過失を訓戒する」との準則に則り、工商の法執行重点を主観的故意を伴う違法行為に置いたためであると述べた。

【筆者の分析】

- 現時点では、中国には多国籍会社による「二重基準」を直接処罰するための法的根拠がないため、今回の北京市工商局によるナイキ社への処罰は、ナイキ社の行為に係る法律法規にて規制されている「虚偽の宣伝および消費者詐欺」を構成することに基づくものである。
- 北京市工商局が今回の処罰を説明した際に、「虚偽の宣伝」、「消費者詐欺」を強調せずに、「二重基準」、「中国の消費者に損害を与えた」、「大悪を懲罰し、小過失を訓戒する」ことを強調したのは、ナイキ社が救済措置（声明の掲載、返品受け付けの承諾）を講じたにも関わらず、なぜナイキ社に対して巨額の過料を課したのかについて説明をつけ、そして、ここ数年、中国の多国籍会社が頻繁に「二重基準」を実施していることに対して中国国内の世論から猛烈な不満を買っていることを工商部門が重要視している姿勢を示すためではなかろうかと思われる。

【法的根拠】

- 《不正競争防止法》第九条 事業者は広告またはその他の手段を利用し、商品の品質、原材料名、性能、用途、製造者、有効期間、原産地などを誤認させる虚偽の宣伝をしてはならない。
- 《消費者権益保護法》第十九条 事業者は、消費者に商品またはサービスに係る真実の情報を提供しなければならず、人に誤認させる虚偽の宣伝をしてはならない。
《消費者権益保護法》第五十条 事業者が次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、「中華人民共和国製品品質法」およびその他の法律、法規に処罰機関および処罰方式について規定があるときは、法律、法規の規定により執行する。法律、法規に規定がないときは、工商行政管理部門が是正を命じ、情状に基づき警告、違法所得の没収、**違法所得の同額以上 5 倍以下の過料**を単科または併科することができ、違法所得のないときは 1 万元以下の過料を科すことができる。情状が重い場合は、業務を停止し整顿することを命じ、または営業許可証を取消すことができる。……（六）商品またはサービスについて人に誤認させる虚偽の宣伝を行なった場合。……。
- 《消費者詐欺行為処罰弁法》第三条 事業者が消費者に提供した商品に、下記のいずれかの状況がある場合、消費者詐欺行為にあたる。……（五）虚偽の商品説明、商品基準、現物サンプルなどの方式で商品を販売した場合……。
《消費者詐欺行為処罰弁法》第五条 本弁法の第三条、第四条に列挙する消費者詐欺行為について、法律、行政法規に処罰機関、処罰方式に関する規定がある場合、その規定に従う。法律、行政法規に規定がない場合、工商行政管理機関が「中華人民共和国消費者権益保護法」第五十条の規定により処罰する。

（里兆法律事務所が 2012 年 10 月 26 日付で作成）